

# 明治期における陵墓決定の経緯

## ——皇子・皇孫等の場合——

外 池 昇

### —

近世においてすでに、天皇等の陵墓についての研究、また幕府による陵墓の搜索、決定、修理等は行なわれてきたが、例外はあるにしても、それらは皇后・皇子・皇女等のそれではなく、いずれも天皇のそれを中心にしてなされたものであつた。特に、国学が盛んに行なわれてから、歴史上の天皇の地位が種々の面で再認識されたという事情と、幕府による天皇陵等の搜索、決定等とは密接な関係のもとになされるものであつたといふことができよう。

その後、明治維新を経て、天皇を頂点にいただく明治政府が成立したが、この明治政府の陵墓に関する政策はいかなるものであつたであろうか。陵墓のなかでも天皇陵については、明治政府は、維新前<sup>(1)</sup>にすでに決定されているという認識にたつていたのであって、いくつかの未定陵は残しつつも、近世における研究成果を引き継いだのであつた。したがつて、明治政府の陵墓についての眼は、皇后・皇子・皇女等、天皇以外の皇親のものにも向くことになる。つまり、これら天皇以外の皇親の陵墓については、明治政府が自らの手でその陵墓を決定してゆかなければならなかつたのであり、そのような陵墓の決定という点からみると、天

皇陵の場合よりも、むしろ天皇以外の皇親の陵墓の場合の方が、明治政府の陵墓政策の性格をより明確に示すのではないだろうか。

本稿は、このような明治政府の陵墓政策の性格をよくあらわすと思われる、諸々の皇親の陵墓の決定のうちでも、特に皇子・皇孫等の場合に焦点を絞つて述べようとするものである。この皇子・皇孫等の場合について個別に考察してみると、歴史上必ずしも著名でない皇子等の場合でも、その墓の所在の真偽について、等しく調査・関心の対象とされたのである。これら皇子等の墓について広範に議論が展開された例として、別に清和天皇第三皇子貞元親王の場合について述べたことがあるが、ここでは言及しない。

## 二

さて、皇子のみならず天皇以下皇親の陵墓について、それらの決定年代と決定経緯についてのまとまった史料は今のところ得られない。しかし、『陵墓録』(内閣文庫蔵)という史料は、付箋に記したわずかな例を除くと、明治十四年までの段階に限られるものの、陵墓の決定、改定年代を府

県別に克明に記しており、明治期の陵墓決定の経緯を知る上では、実に貴重な史料である。また、この『陵墓録』は用紙として「會計検査院」のものを使用している。『陵墓録』については、すでに今井堯氏が「明治以降陵墓決定の実態と特質」の中で触れており、同氏はそこで『陵墓録』の内容を紹介し、また、考古学上の研究成果をも取り入れつつ、『陵墓録』について検討を加え、さらに、天皇のみならず、皇后、皇子、皇女の場合をも含めた見地から、近代の陵墓決定の様相について実証的に論じている。今井氏がこの論文において「明治元年から一八八一年(明治十四年)に至る、金陵墓の決定期を知り得、部分的には一八八三年までの決定年月を知ることが出来る資料」と指摘しているように、天皇以下の陵墓全体の決定年代を直接的に伝える史料として、この『陵墓録』はまことに重要な史料である。

また、前掲今井論文に指摘はないが、『陵墓録』より若干後に成立した同様な性格をもつ史料として『御陵墓府縣分帳』(東京大学史料編纂所蔵)がある。これは用紙に「帝國大學」のものを使用していて、末尾に「明治二十三年九月以宮内省諸陵寮本寫之」とあり、諸陵寮に藏していた原本

の写本であることがわかる。<sup>(5)</sup>『御陵墓府縣分帳』の内容は、府県別に陵墓の所在地と、その決定、改定年代を記している点で『陵墓録』と同様であり、明治期における陵墓の決定、改定年代を直接的に伝える同時代史料は、管見の限りではこの二者以外では知られていない。

もつとも、『陵墓録』『御陵墓府縣分帳』における「決定」語句は、あくまで行政的な処理をしたという意味に解せらるべきであって、その陵墓所在地が判明したという事実を必ずしも意味しないことを留意するべきであろう。

さらに、間接的に明治期における陵墓の決定年代を推測するには、明治期以降発行された『陵墓一覧』<sup>(6)</sup>『陵墓要覽』の記載内容を相互に比較対照させて考えることもできる。

本稿では、これら『陵墓録』『御陵墓府縣分帳』また『陵墓一覧』『陵墓要覽』を史料として用いつつ、明治中期頃までを中心にして皇子・皇孫等の墓の決定の様相を全体的にどうる限り具体的に論じ、またそれら墓決定の背景にも触れつつ、皇子・皇孫等の墓決定の歴史的な意味の考察を以下に展開してゆきたい。

なお、明治期における陵墓の管轄は、神祇官諸陵寮、神祇省、教部省、内務省、宮内省御陵墓掛（後に課）、また同

省諸陵寮と実際にめまぐるしく変遷している。<sup>(7)</sup>以下に引用する陵墓に関する公文書等の中で省名等が複雑に入りこんでいるのは、このような事情によるためであることを付記しておく。

### 三

さて、明治期における陵墓の決定について、以下、皇子・皇孫等の場合に主眼をおきつつみてゆくことになるが、まずそれらの決定年代を直接的に伝える『陵墓録』『御陵墓府縣分帳』について、その記載内容を仔細に検討してみたい。

両者の記載内容を比較してみると、大部分は両者が一致するが、そうではない部分もある。その具体的な例をあげると、天皇陵については、「持統天皇檜限大内陵大和国高市郡野口村字王ノ墓」の決定年代が、『陵墓録』では「維新前確定」とあるのに『御陵墓府縣分帳』では「明治十四年二月改定」、光明天皇陵は『陵墓録』には「御陵大和国城上郡未詳」とあるのに『御陵墓府縣分帳』では「大光明

<sup>(5)</sup> 原文

<sup>(6)</sup> 原文

<sup>(7)</sup> 原文

載はなし)とある。また、「光仁天皇皇后高野氏新笠大枝陵」の決定、改定年代が『陵墓録』では、「明治八年十二月決定」となっている後に補筆して「明治十三年十二月廿八日決定」と改められているのが、『御陵墓府縣分帳』では、「明治八年十一月決定 同十四年三月三十日改定」となっている。「日本武尊白鳥陵河内国古市郡輕墓村」については、『陵墓録』では明治十三年十二月二十八日の「決定」となっているが、『御陵墓府縣分帳』では同年同月同日の「改定」、「聖武天皇皇子安積親王墓山城国相樂郡白栖村」の決定年代は『陵墓録』では「明治十二年一月」であるのに『御陵墓府縣分帳』では「明治十二年一月十一日」、「冷泉天皇皇子敦道親王墓山城国宇治郡木幡村」の決定年代は『陵墓録』では「明治十三年十二月二十八日」であるのに『御陵墓府縣分帳』では「明治十年十一月」、「後小松天皇皇子一休和尚墓山城国綴喜郡薪村」の決定年代は『陵墓録』では「明治九年十一月」であるのに『御陵墓府縣分帳』では「明治九年二月」となっているのである。

このように、記載の内容が互いに相違のある例が若干あるものの、他の例については、『陵墓録』の示す陵墓の決定年代は総て『御陵墓府縣分帳』にみえる年代と一致して

おり、明治期における陵墓決定について、決定年代に重点を置いて考察するためのデータとしては、この二つの史料が示す決定年代は、かけがえのないものといえる。

さらに、両者の内容について詳しくみると、天皇以下の火葬所・分骨所等については『陵墓録』は決定年代の記載をほとんど欠いているが、『御陵墓府縣分帳』では『陵墓録』の成立時期とみられる明治十四年以前の年代をも含めて、多くの決定年代を記していることも注目される。

また『御陵墓府縣分帳』には、『陵墓録』には記載されていない数多くの陵墓・火葬所・分骨所等、また陵墓伝説地についても記載がみられる。<sup>(8)</sup>そして、『陵墓録』と『御陵墓府縣分帳』にみられるそれぞれの陵墓等の決定年代等について考へると、両者の成立年代について以下のように推論を下すことができるであろう。

『陵墓録』に多く決定年代の記載を欠く火葬所・分骨所等の例を除くと、『陵墓録』にはみえない陵墓で『御陵墓府縣分帳』にみえる陵墓のうち、決定年代の最も早いものは、「伏見宮貞教親王皇子嘉言親王墓山城国愛宕郡白川村」の明治十四年六月であり、これと『陵墓録』に示された陵墓の決定年代のうち、付箋にみられるものを除いて、最も

遅いものが、「後醍醐天皇皇子宗良親王御子尹良親王墓信

ととを考へ合わせると、『陵墓錄』の成立年代は明治十四年二月十五日以降同年六月前後までの間に求められるであろう。これは『陵墓錄』最終葉の「明治十四年二月改」とも、前掲今井論文における『陵墓錄』の成立年代についての考察〔一八八一年四月（二月？）に改めた直後の成立〕とともに矛盾しない。

また、明治二十三年九月に成った史料編纂所所蔵本『御陵墓府縣分帳』の原本とみられる書陵部所蔵本は、付箋、書き加え等が多く、成立年代は特定しにくいが、慶光天皇（典仁親王、明治十七年三月十九日追尊）についての記載をもとに考えると、一旦「京都皇子」の部に「桜町天皇御猶子典仁親王御墓」とした後に訂正して「京都御歴代之外御陵」の部に「光格天皇御父慶光天皇御陵」としている点が注目され、この書陵部所蔵本は明治十七年三月迄には一応成っていたものとみられる。

これらの明治期における陵墓等の決定年代をことこまかに伝える二つの史料のうち、便宜上、『陵墓錄』によつて、皇子の墓決定の年代をまとめるが、表(A)のようになる。

表(A) 『陵墓錄』にみる皇子の墓決定の年代

年 代	決定数	年 代		決定数	年 代		決定数
		明治 六年 十二月	明治 七年 九月		明治 八年 二月	明治 九年 十二月	
八月	"	三月	五月	三	一	八	一
七月	"	三月	五月	二	一	明治 九年 十二月	明治 十一年 一月
四	二	二	三	明治 十二年 二月	一	七一	明治 十一年 四月
八月	"	三月	五月	明治 十三年 十二月	一	五	明治 十二年 四月
九月	"	三月	五月	明治 十四年 二月	一	明治 十四年 十一月	明治 十四年 四月
十月	二	四	三	明治 十四年 十二月	一	二	二
	明治 十四年 二月	明治 十四年 十二月	明治 十五年 一月	明治 十五年 十二月	一	一	一
一	四	二	一	二	一	二	二

(注) (1)『陵墓錄』成立後に付箋をつけた分は除く。（後龜山天皇

尊秀王御墓、明治十五年十二月決定）。

(2)ヤマトタケルのもの三を含む。

(3)皇子と皇女が混乱しているものは、ここでは『陵墓錄』

の記載に従つた。（『陵墓一覽』（明治十三年）および『陵

墓錄』には「後水尾天皇皇子（秋光院御墓）」とあるが、『陵墓要覽』（昭和三十一年）では「皇女」とある等）。

(4)決定の後に改定のあるものは、決定の年代によつた。

（景行天皇皇子仲哀天皇御父日本武尊能褒野墓、伊勢國

鈴鹿郡田村之内名越村は、明治九年一月決定同十二年十

この表をみると、『陵墓録』成立までに決定された一二九の皇子の墓のうち、その七割近くが明治八年に決定されたことがわかる。ちなみに、皇后、皇女の場合についても同様にまとめると、次の表(B)、(C)のようになる。

表(B) 『陵墓録』にみる皇后等の陵等決定の年代

年 代	决定数	年 代	决定数	年 代	决定数
維新前	一	明治八年九月	二	明治八年十二月	五
明治七年四月	二	明治九年三月	三	明治九年十一月	一九
"七月	一	"四月	一	"二月	二
十一月	一	十月	四	十月	四
"八月	一	"九月	一	"二月	一
六	一	明治十三年十月	一	明治十年四月	一
"十一月	一	明治十三年十一月	一	明治十一年二月	一
一	四	明治十三年十二月	一	明治十二年二月	一
明治十三年十二月	四	十月	一	明治十一年十一月	一
四	四	"十月	一	明治十二年二月	一

(注) (1) 国母、中宮、女御等を含む。  
 (2) 「火葬所」等も決定年代の明記されているものは含む。  
 (3) 表(A)の(注)(1)、(4)参照。

表(C) 『陵墓録』にみる皇女の墓決定の年代

年 代	决定数	年 代	决定数	年 代	决定数
維新前	二	明治七年九月	十三	明治八年十二月	一
明治八年三月	一	明治九年一月	明治九年十一月	明治九年十二月	一
"十一月	六	"二月	二	明治十年二月	一
"九月	六	"十一月	三	明治十年十一月	一
十一月	一	明治十一年二月	一	明治十一年十一月	一
"四月	一	明治十二年二月	一	明治十二年二月	一
一	一	明治十二年十一月	一	明治十二年十一月	一

(注) (1) 『陵墓録』成立後に付箋をつけた分は除く(醍醐天皇孫隆子女王御墓、明治十六年六月決定)。  
 (2) 『陵墓録』には「靈元天皇皇女(紅玉院御墓)」とあるが、『陵墓録』に記載に従つた。(『陵墓一覧』(明治十三年)および『陵墓録』には「靈元天皇皇子(紅玉院御墓)」とあるが、『陵墓要覧』(昭和三十一年)では「皇子」とある等)

られるうち、実際に七割以上が明治八年に集中して決定されたことがわかる。この集中度は、まさに皇子の場合以上である。こうしてみると、皇子の墓決定が明治八年にその七割近くが集中するのは、偶然によるものではなく、何らかの歴史的な経緯の中で考えることができるのではないであろうか。この皇子等の墓等の決定の特徴は、天皇の陵の決定を『陵墓録』がそのほとんどを「維新前」と記している

ことと比較しても、より鮮明に理解できよう。<sup>(9)</sup> 皇子の墓決定については、前掲拙稿「貞元親王をめぐる伝承について」でも簡単には触れたが、次に、その漏を補いつつ、より詳細に皇子・皇孫等の墓決定の様相について具体的に述べたい。

様府藩県へ普々御布告有之候様仕度左候ハ、尚又寮中精密取調何分之趣可申出候此段可然御評議被下度候也  
辛未正月

#### 本官御中

#### 諸陵寮

まず、『公文録』（国立公文書館蔵）に収められている、明治四年一月の「神祇官伺」の「后妃皇子皇女御陵墓取調方御布告伺」<sup>(10)</sup>には、神祇官諸陵寮から神祇官にあてての「伺」をみることができるが、それは、次のようなものである。

御歴代 御陵御祭典神祇道ヲ以御再興被為在尚亦旧冬式年 御祭典定式被 仰出候ニ付テハ 后妃 皇子  
皇女御方々 御祭典モ 御歴代ニ準シ格別御偉勲被為在候御方々ハ勿論其餘夫々御定式被為立可然儀ト奉存候然處先年已來遂探索候 御歴代御陵スラ乍恐未詳ノ御場所モ有之況右御方々陵墓ハ數ヶ處ノ儀ニ付即今某國某郡ト申事サヘ申上兼候御場所モ有之旁以別紙廉書最確證ノ見込有之候分厚遂穿鑿米ル五月限取調申出候

このうち、冒頭に「御歴代 御陵墓御祭典」とあるのが目をひくが、この一つの例として、神武天皇陵への孝明、明治天皇の奉幣を考えることができるであろう。『維新史料綱要』によれば、文久三年二月十三日の山陵修補奉告の神武天皇陵への勅使派遣、また同年三月二十六日の攘夷の奉告等につづいて、元治元年五月八日には『日本書紀』による神武天皇崩御の日である三月十一日に毎年同天皇陵へ奉幣することを恒例と定めて、明治四年に至っているのである。他には神功皇后に対する奉幣等も目に付くが、このようないくつかの例では、後妃 皇子 皇女御方々 御祭典モ 御歴代ニ準シ格別御偉勲被為在候御方々の陵墓の所在がとりざたされるのも、理解できる。

この「神祇官伺」にこたえて、同年二月十四日には「太政官御布告」<sup>(11)</sup>が出されたが、それは「后妃 皇子 皇女等御陵墓」の搜索を、諸陵寮の「伺」の通り同年五月を限つ

て府藩県に命じ、またそこにみられる「御布告案」に沿つた形で、報告の書式を具体的に示したものである。<sup>(12)</sup>

この「太政官御布告」は各府藩県にゆきわたつたものと思われるが、『公文録』にはそのうち藩、県の「届」の類が数多く記録されている。もちろんこれら「届」等の中には、陵墓の見込地を捜し得たものと、そうでないものとあるが、まず陵墓見込地を報告した例について、紹介したい。

それは、豊浦藩の「専念寺尊観法親王御廟ノ儀届」である。それは、

#### 先般御達之

后妃

皇子

皇女等

御陵墓管内取調候處赤馬関専念寺ニ於テ尊観法親王御

廟別紙ノ通り御坐候段同寺ヨリ申出候付此段御届申上

候以上

辛未五月三十日

豊浦藩

辨官

御中

としたあとで、専念寺より提出せられた明治四年辛未五月

つまり、陵墓見込地についての報告が今のところできな  
いということを述べるとともに、陵墓捜索の報告の期限を  
延ばしてほしいという内容のものである。

付の、「長門国豊浦郡赤馬関尊観法親王御廟記」を引いている。「御廟記」は、同親王の石塔の図を載せ、また同親王についての伝説等をことこまかに説明するなど、注(12)にみられる箇条書の各項について実に適切に回答しているのである。この尊観法親王についての豊浦藩の「届」は、数多くの「届」等が必ずしも注(12)の箇条書の各項を完全には満たしていない中では、注目すべきものである。<sup>(15)</sup>

また、これら「届」等の多くは、陵墓見込地を捜し得なかつたことを報告する内容のものであるが、ここにその一例をあげれば、次のようなものである。

#### 一 皇親御陵墓無之届

先般御布告御坐候 后妃 皇子 皇女御陵墓有無御届

可申上ノ處今日ニ至リ支配地ヨリ報知無御坐候ニ付尚

急便ヲ以テ申遣候間奉恐入候其来月中旬マデ御猶豫被

成下度此段奉願候以上

辛未五月廿九日

石岡藩

辨官

つまり、陵墓見込地についての報告が今のところできな  
いということを述べるとともに、陵墓捜索の報告の期限を  
延ばしてほしいという内容のものである。

このように、二月の「太政官御布告」の示す「五月中」という期限では、なかなか藩、県としては満足な「届」等を提出することは、難かしかつたらしい。これを反映してか、翌明治五年十月十二日には、明治四年五月までの期限を明治五年十一月まで延長する「教部省布達」<sup>(16)</sup>が出されている。もっとも期限が過ぎたとはいえ、明治四年六月以降も、墓決定を促す「届」等はなかつたわけではないようである。それは例えば、『岐阜縣 長野縣 山形縣 新潟縣 石川縣 皇子 皇女御墓勘註』(明治写、宮内庁書陵部藏)の、「開化天皇皇子日子坐命墓」、「崇神天皇皇子八坂入日子命墓」の条には、それぞれの墓見込地についての報告があつたことに触れて、「去ル辛未(明治四年)七月笠松山ヨリ考證書ヲ添テ註進セリ」(傍点 カッコ内は筆者)と述べていていることからも知られよう。この二例の墓は、『陵墓錄』によれば、いずれも明治八年十二月に決定されていることがわかる。

さらに、明治七年五月二日の「太政官達」<sup>(17)</sup>は、現在陵墓の取調中であるから、それと覺しき土地はみだりに発掘をしないようにとし、また、明治八年五月二十四日の「内務省達」<sup>(18)</sup>では、陵墓であるという由緒が判然としている場合には、「官有地第三種旧跡名区」に編入する、としている。

この頃になると、これら皇子皇女の墓についての取り扱いは切実な問題となつたようで、明治八年一月七日の「教部省達」では、「法親王始御墓ノ儀ハ別紙区別ノ通相心得可申此旨相達候」として、それらの「御墓」の扱いについての次のような「区別書」がみえる。<sup>(19)</sup>

#### 区別書

一法親王並法師タル皇子御墓

一落飾ノ皇女御墓

右ハ渾テ掌丁ヲ置クヘシ

一四親王家相續歴代親王並降家ノ皇女御墓

一四親王家ノ息男ニテ諸宗寺門ノ主タル御猶子御墓

一姓ヲ賜ハリテ臣下ニ列セル皇子御墓

右ハ渾テ掌丁ヲ置ニ及ハス

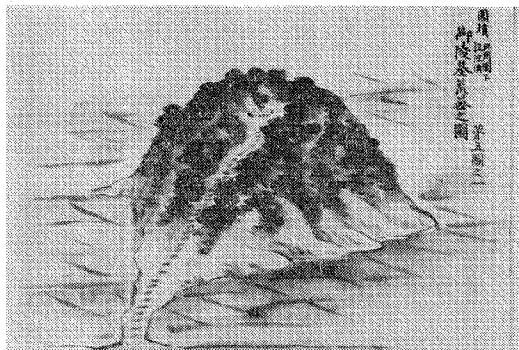
また『公文錄』によれば、明治八年十二月十四日の「教

部省同」「皇后皇妃以下御陵墓兆域經界木柵建設方之儀ニ付再伺」<sup>(20)</sup>にこたえて、太政官は同年同月二十八日に「皇后

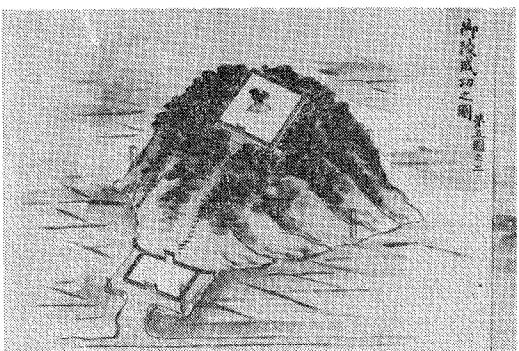
皇妃皇子皇女御陵墓兆域見込」として、陵墓の整備のあり方を示していることがわかる。例えば皇妃・皇子以下の墓についてみて、以下のように大変具体性を帯びたものになつてくるのである。

一 (略) 皇妃并皇子皇女御墓ハ御在所周圍ノ木柵凡  
五間四方ヲ定則トシ御拝所ハ設クルニ及ハス其兆域  
ハ大小広狹ヲ論セス陵墓現在ノ地形ニ因テ之ヲ定メ  
四方木標ヲ建テ経界ヲ明カニスヘン (略)  
一御墓諸王墓等ト其兆域ヲ同フシ別ニ一区ヲナシタル  
ハ掌丁ヲ置ヘキ御墓ニノミ木柵ヲ廻ラシテ其別ヲ明

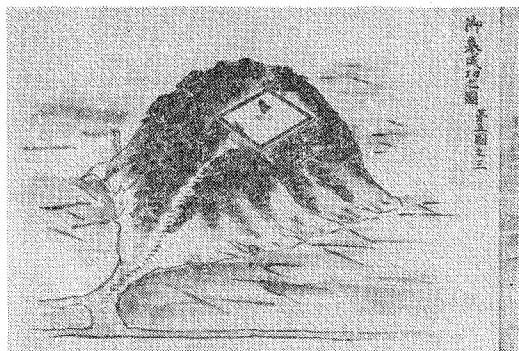
カニスペシ木柵ノ間数ハ各地ノ広狭ニ随テ所置スペ  
シ (略)  
一御墓衆庶ノ墓地等ニ混諸シテ御在所周廻ニ餘地ヲ得  
カタキ類ハ只現地ノ形勢ニマカセテ木柵ヲ設クベシ  
其便宜ニ依テハ二墓三墓合併シテ木柵ヲ設クルモ妨  
ナシ (略)



図I 「円墳 但周囲不設溝堀 御陵墓荒蕪之図」



図II 「御陵成功之図」



図III 「御墓成功之図」

(資料) 3枚とも『公文録』明治8年12月「教部省  
祠」「皇后皇妃以下御陵墓兆域経界木柵建設方之儀  
ニ付再伺」所収(国立公文書館蔵)

しかも、これら陵墓のさまざまのケースについて、まだ整備されていない「荒蕪之図」と、木柵、御拝所等をしつらえて整備が完了した後の「成功之図」を、計十九枚にわたりていちいち対照させてるのはまさに興味深い。そ

の中で、周囲に溝のない円墳の場合についての図が、前頁に掲げた図 I ~ III である。図 I は「御陵墓荒蕪之図」で、図 II は天皇等の「御陵」として整備のゆきとどいた

「御陵成功之図」、図 III は皇子等の「御墓」としての「御墓」で、図 IV は天皇等の「御陵」として整備のゆきとどいた

「御陵成功之図」である。これをみると、「御陵」と「御墓」の整備のあり方に、歴然とした区別があつたことがよくわかる。このように、明治七年から八年にかけて皇子等の墓の取り扱い方がことごまかに規定されるようになつた背景には、さきに表(A)(C)でみたよな、明治八年頃の数多くの皇子、皇女の墓の決定がある。そのような墓決定と前後して、墓の管理等にかかる規定が、以上に述べたように、より具体性を帯びてくるのも、実は極く当然のことといえるのである。また、明治八年には「御陵墓有之府縣」へ

「御陵墓巡檢並探覈ノタメ今般當省(注、教部省)官員」が出張したこととここで付け加えておきたい(明治八年二月五日「教部省布達」)。この教部省「官員」は、「今般詮議之次

第有之」るため、同年十月に帰京せしめられている(同年十月二十五日「教部省達」)。

さらにそれ以降も、明治八年のよう�数多くの決定という記述はみられないにしても、皇子等の墓の搜索と決定が続けられていることは、表(A)(B)(C)にみられる通りである。

## 五

ここまで述べてきた皇子・皇孫等の墓決定は、主に一世の皇子の場合であつたが、次に、眼を転じて、二世以下の場合は、その墓決定についてどのように考えることができるのであろうか。

『太政類典』(国立公文書館藏)第三編第五十七巻(教法、山陵)<sup>(22)</sup>には、明治十一年十月九日の「二世以下親王内親王御墓取締方措置」がある。これは、さきに触れた明治八年一月の「教部省達」にみられる「區別書」をうけた、「明治八年一月同省(注、教部省)第一号(注、區別書)ヲ以テ府縣へ相達候處四親王家不被為在以前諸王ノ内親王宣下被為在候御方々御墓ハ格別ノ儀ニ付右法親王等ノ御墓ニ准シ永世保存守護不為致テハ不都合哉ト存候」という「宮内省伺」

の趣旨によるものであるが、その中に、「二世以下親王内親王御墓取調書概略」が収録されている。そこにみられるのは総て二世以下の親王・内親王である。そこでは親王について五〇例取り上げられているが、その墓が判明しているものはわずかに三例にすぎず、「取調中」としてある例も四例のみである。しかも、この四例のうち三例までが、今日の段階になつてすら決定していない。また、「未詳」とするされている四十三の親王については全部、今日でもその墓の決定の事実はない。

このように、実際には二世以下の親王等の墓の決定はあまり行なわれてはいないが、明治八年を頂点とする皇子の墓決定がほぼ一段落した後、二世以下の墓について関心がもたれ、範囲がひろげられたわけであろう。

また同じく『太政類典』第四編第三十八卷（教法、山陵）の「五世以上諸王墳墓取調方」<sup>(24)</sup>には明治十三年十一月九日の太政官にあてての「宮内省同」がみられるが、そこには皇子・皇孫の墓について次のような記述がある。

宮内省同

御歴代皇子皇孫ノ夥敷モ其墓所ヲ詳ニスルモノ實ニ十分ノニ過キス候處皇子ニシテ賜姓ノ勅アリ諸王ニシ

テ親王宣下無之方々ノ墳墓ニ至ラハ從來當省管外ニ付取調モ不致候ヘ凡適々一二其實跡ヲ存スルモ其子孫連綿セサル向ハ祭祀者モ無之空ク草萊ニ埋没致候為躰實遺憾ノ至リ存候（略）古來五世以上ノ諸王ニシテ該家子孫連綿セサル方々ハ親王宣下ト賜姓ノ無有ヲ問ハス總テ諸王ニテ親王宣下有之タル御墓ニ準シ取締為致度（略）

つまり、明治八年一月の「教部省達」の「区別書」の段階では、親王宣下の有無を墓の取り扱いの上で問題にしていたのが、ここでは基本的には、五世以上の場合については、親王宣下、賜姓の有無によって墓の扱いを区別しないという、皇子・皇孫等の墓に対する見方が成立したといえる。

さらにその翌年の明治十四年一月十九日の「宮内省達」には次のようにある。ここでは「二世以下五世以上」というような記述はないが、親王宣下の有無を墓の取り扱いの上で問題にしないという点は、前述の明治十三年十一月の「宮内省同」をそのまま受け継いでいるといえよう。

古來諸王ニテ奉祀ノ子孫無之方々（賜姓又ハ親王宣下ノ有無ニ拘ラス）墳墓ハ自今惣テ 皇子御墓ニ準シ取

扱候條各管内ニ於テ該墳墓現存ノ向ハ地方傳説等詳細  
取調絵図面相添可申出此旨相達候事<sup>(25)</sup>

この「宮内省達」の内容は同年翌二月一日付の『東京日  
日新聞』にも紹介されている。これらのことからも推測で  
きるように、『陵墓録』が成立したとみられる、この明治  
十四年以降も、皇子・皇孫等の墓決定はなされているので  
ある。それは『陵墓録』成立以降、同書に貼りつけた付箋

によつてその墓の決定年代が知られる「後龜山天皇曾孫尊

秀王墓大和国吉野郡神之谷村、明治十五年二月<sup>(26)</sup>、また  
『御陵墓府縣分帳』によつてその決定年代がわかる「光仁

天皇皇子他戸親王墓大和国宇知郡御山村、明治十六年十  
月<sup>(27)</sup>、「桓武天皇皇子伊豫親王巨幡墓山城國紀伊郡六地藏村

字金塚、明治十七年一月」、「桓武天皇皇孫遍照僧正墓山城  
国宇治郡北花山村、明治十六年十月」の他、明治三十年に

発行された『陵墓一覧』(明治三十年改正、国立国会図書館藏)  
と対照させることによつてもわかる。

しかしそれにもかかわらず、およそ明治十年代中頃以降  
は、皇子・皇孫等の墓決定は、官家の場合を中心としてな  
されているといふことができる。つまり、『陵墓録』『御陵  
墓府縣分帳』以降、『陵墓一覧』(明治三十四年改正、宮内府

書陵部藏)までの間には、官家以外では六例が決定されて  
いるだけであるが、官家では十一例が決定されており<sup>(28)</sup>、  
『陵墓一覧』(明治三十四年改正)以降、『陵墓要覽』(昭和三十  
一年)までの間でも、圧倒的に官家の場合が多いからで  
ある。<sup>(29)</sup>

## 六

以上のようみてみると、皇子・皇孫等の墓決定につい  
て、全体的な傾向としては次のようなことがいえるであ  
る。

まず、明治四年以降、府藩県に皇后、皇子、皇女等の陵  
墓見込地の搜索が命ぜられた。これにこたえた「届」等を  
参考にしながら、皇子等の墓は決定されていったが、その  
陵墓決定が頂点に達したのは明治八年である。

そして、この明治八年を頂点とした数多くの皇子等の墓  
決定の時期には、皇孫以下の墓よりも主として皇子のもの  
が決定されている。また、この数多くの墓決定に対応し  
て、この前後には、墓についての管理のあり方が詳細に定  
められているのである。

また、明治八年を頂点としてそれ以後は皇子の墓の決定は少なくなるが、二世以下や宮家の場合には、むしろそれ以後に多く決定がなされた。そして明治七年段階では、親王宣下や賜姓の有無等に応じて墓の扱いを区別していたものが、明治十四年に至ってそれらの区別がなくなつたことにも注意するべきであろう。

明治期における皇子、皇孫等の墓決定については、史料上の制約があり、その全貌を明らかにするのはきわめて困難である。ここではその全体的な様相を概観し、この時期の皇子・皇孫等の墓決定の流れの中から、そこにみられる問題点を指摘したわけである。また、明治期の皇子・皇孫等の墓決定の歴史的な特質は、個々の皇子・皇孫等の墓決定の事例について、宮内庁書陵部所蔵の陵墓関係の史料、国立公文書館所蔵の『太政類典』『公文録』の関連部分、また内閣文庫の関連文献、また、国立国会図書館、東京大學史料編纂所等所蔵の関連文献等に基づきつつ、丹念に論ずることによつて、より鮮明に把握されるであろう。今後、明治期における陵墓決定についての研究にとって必要なのは、まさにそのような地道な作業であるといえよう。

注

(1) 本稿では、「皇室辭典」(村上重良著、東京堂)の「陵墓」の項の説明に従い、天皇、皇后等については「陵」、皇子、皇女等については「墓」の辞句を使用した。

(2) 別表「陵墓錄」にみえる天皇陵の決定年代」(『地方史研究』

(3) 抽稿「貞元親王をめぐる伝承について」(『地方史研究』

一九五号掲載予定) 参照。

(4) 『歴史評論』一九七七年一月。

(5) 宮内庁書陵部にも同題の史料が所蔵されており(請求番号一六八一九〇)、史料編纂所所蔵本の末尾にいう「宮内省諸陵寮本」であるとみられる。

(6) 宮内省、宮内庁による『陵墓一覧』『陵墓要覽』の発行年代を記すと次のようになる。

○『陵墓一覧』(明治十三年)(宮内省御陵墓懸)

○『陵墓一覧』(明治十三年)の増補(明治十七年)(宮内

省御陵墓課)

○『陵墓一覧』(明治三十年改正)(諸陵寮)

○『陵墓一覧』(明治三十四年改正)(諸陵寮)

○『陵墓要覽』(大正四年)(諸陵寮)

○『陵墓要覽』(昭和九年)(諸陵寮)

○『陵墓要覽』(昭和三十一年)(宮内庁書陵部)

○『陵墓要覽』(昭和四十九年)(宮内庁書陵部)

(7) 『陵墓一覧』(明治三十四年改正) (宮内庁書陵部蔵) の

諸陵助足立正聲氏による「陵墓一覽題言」、また『皇室辭典』(東京堂) の「陵墓」の項、等による。

(8) 書陵部所蔵本、史料編纂所所蔵本とも『御陵墓府縣分帳』最終葉には付箋が貼付されており、そこには「御陵墓伝説地」として「山口県下長門国豊浦郡地吉村」、「高地県下土佐国高岡郡越知村」「長崎県下対馬国下県郡久根田舍村」との記載がある。この「御陵墓伝説地」は『陵墓一覽』(明治十三年) や、明治十七年に成った『陵墓一覽』の増補、また『陵墓錄』にはみえない。この三箇所はいづれも安徳天皇伝説と縁が深いことも注目されるが、『陵墓一覽』(明治三十年改正) には、この三箇所を含む計二十一箇所の「御陵墓伝説地」と六箇所の「御陵墓参考地」が記載されている。このことは、明治十七年以降明治三十年までの間に、陵墓伝説地、同参考地が決定されていったことを窺わせる。

(9) 『陵墓錄』にみえる天皇陵の決定年代をまとめる、別表のようになる。ただし、別表の「未詳」は『陵墓錄』の決定年代の欄に「未詳」と記してあるもの、「年代の記載なし」はその天皇について記してはあるが、決定年代の記載を欠くもの、である。

(別表) 『陵墓錄』による天皇陵の決定年代

天皇	決定年代	天皇	決定年代
清雄	安允反履仁応仲成景垂崇開孝孝懿安綏神	寧略	康恭正中徳神哀務行仁神化元靈安昭德武
維	新前	維	明治十一年二月
新	前	新	前
前	前	前	前
聖元	元文持天弘天孝	皇極	未詳
武正	明武統武文智德	明齊	未詳
維	維	明古	未詳
新	新前	峻	新前
前	前	明	新前
前	前	達	新前
前	前	明	新前
前	前	化	新前
前	前	閑	新前
前	前	体	新前
前	前	烈	新前
前	前	賢	新前
前	前	宗	新前

(別表)つづき

天皇	決定年代	後	三	一	花	円	冷	村	朱	醍	宇	光	陽	清	文	仁	淳	嵯	平	桓	光	淳	孝謙・稱德		
後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後		
条	条	条	条	融	泉	上	雀	酬	多	孝	成	和	德	明	和	峨	城	武	仁	仁	仁	仁	仁	維	
未	未	維	維	未	未	維	維	維	維	維	維	維	維	維	維	維	維	維	維	維	維	維	維	明治	
詳	詳	詳	詳	新	新	詳	詳	新	新	新	新	新	新	新	新	新	新	新	新	新	新	新	新	新	新
前	前																								
後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	
龟	深	嵯	堀	仲	順	土	高	六	二	近	崇	鳥	白	白	白	白	白	白	白	白	白	白	白	白	白
字	草	条	河	恭	德	門	羽	倉	条	河	衛	德	羽	河	河	河	条	泉	雀	条	泉	雀	条	泉	雀
維	維	維	維	維	維	維	維	維	維	維	維	維	維	維	維	維	維	維	維	維	維	維	維	維	維
新	新	新	新	新	新	新	新	新	新	新	新	新	新	新	新	新	新	新	新	新	新	新	新	新	新
前	前	前	前	前	前	前	前	前	前	前	前	前	前	前	前	前	前	前	前	前	前	前	前	前	前

(別表)つづき

天皇	決定年代	後	正	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	伏	伏	天皇
水	親	奈	柏	土	御	花	小	円	光	崇	光	光	光	光	光	光	光	光	光	光	光	光	光	光	天皇
尾	成	町	良	原	門	園	光	松	融	嚴	光明	嚴	山上	翻	園	條	見	見	見	見	見	見	見	見	見
年	維	維	維	維	維	維	維	維	維	維	維	維	維	維	維	維	維	維	維	維	維	維	維	維	天皇
代	の記載	なし																							天皇
前	前	前	前	前	前	前	前	前	前	前	前	前	前	前	前	前	前	前	前	前	前	前	前	前	前
陽	崇	春	岡	神	飯	後	仁	孝	後	桃	桃	桃	桃	桃	桃	桃	桃	桃	桃	桃	桃	桃	桃	桃	天皇
光	道	日	宮	功	豐	後	光	仁	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	天皇
天	天	天	天	天	天	天	天	孝	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	天皇
皇	皇	皇	皇	后	格	格	格	格	格	園	園	園	園	園	園	園	園	園	園	園	園	園	園	園	天皇
維	維	維	維	維	維	維	維	維	維	年代	年代	年代	天皇												
新	新	新	新	新	新	新	新	新	新	の記載	なし	の記載	天皇												
前	前	前	前	前	前	前	前	前	前	なし	なし	なし	天皇												

(10) 『公文録』辛未正月「神祇官祠」。資料、マイクロリーダー

一請求番号、二A一九一(四五〇)(四六)コマ番号(○)

一九〇)

(11) 『法令全書』(原書房)第四卷(明治四年)「太政官」所

収。

(12) その書式とは次のようないものである。

某国某郡某村

某陵墓

一兆域図面 但大小ノ建物有之候ハ、書載候義勿論ノ

事

一石碑石塔位牌類

一祭日

一社人僧侶或ハ村方ニテ守護方等ノ區別

一古文書古器款識并古老ノ遺說

一除地田園等ノ原由

(明治四年二月十四日「太政官御布告」(第七十三)「法令

全書」第四卷(明治四年)「太政官」所収)

(13) 『公文録目録』(国立公文書館)第一「日邑」三十二、瀬、

また、「同」第二「辛未」十九、諸原所収。

(14) 『公文録』「豊浦藩之部全」(自己巳六月至辛未七月)所

収。資料、マイクロリーダー請求番号、二A一九一(四一五

○ M(④一六)コマ番号(一〇一)

(15) ただし、この尊親法親王の墓は『陵墓一覧』(明治十三年)『陵墓録』『御陵墓府縣分帳』にはみえない。これだけ

詳細な「届」のある割には墓として決定されたのに知れない(皇子の場合の墓決定と、皇孫以下の場合との比較については後述)。現在では、同親王の墓は専念寺内に

決定されている。

(16) 『法令全書』第五卷ノ二(明治五年)「教部省達番外」所

収。

(17) 『法令全書』第七卷ノ一(明治七年)「太政官達」所収。

(18) 『法令全書』第八卷ノ二(明治八年)「内務省達」所収。

(19) 『法令全書』第八卷ノ二(明治八年)「教部省達」所収。

(20) 『公文録』明治八年十一月「教部省祠」。資料、マイクロ

リーダー請求番号、二A一九一(四五九 M(④一七五)

コマ番号(○五九三)

(21) 『法令全書』第八卷ノ二(明治八年)「教部省達」所収。

(22) 『太政類典』資料請求番号 二A一九一(六六一)

(23) 『陵墓要覽』(昭和三十一年)との比較対照による。

(24) 『太政類典』資料請求番号 二A一九一(七四三

(25) 『法令全書』第十四卷(明治十四年)「宮内省達」所収。

(26) 『御陵墓府縣分帳』の記載も同内容。ただし『陵墓要覽』

(昭和三十一年)には尊秀王についての記載はない。

(27) 宮家の場合以外では、「応神天皇皇子菟道稚郎子尊宇治

陵京都府山城国宇治郡宇治村大字菟道」、「後二条天皇皇子

邦良親王墓京都府山城国愛宕郡白河村」等は、『陵墓録』

『御陵墓府縣分帳』には記載はないが、『陵墓一覧』(明治

三十年改正)にはみることができる。

(28) これら十一例の宮家の墓決定は、いずれも『陵墓一覧』

(明治三十年改正)にも、まだみることができない。

(29) 宮家の場合の墓決定は明治以降の薨去の場合を除いても

百を優に越すのに対して、宮家でない皇子・皇孫等の墓決

定は十九例にすぎない。